

1－（6）日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない 美しいまち」とするための無電柱化の早期推進

（国土交通省）

京都市では、日本文化の象徴である歴史都市・京都にふさわしい景観の保全と創出の実現に向けて、平成 18 年 11 月に建築物の高さ規制の引き下げ、デザイン基準の見直し、眺望景観や借景の保全など全国でも類を見ないほど厳しい新景観政策を策定し取り組んでおります。

地上の電線・電柱類は、京都の美しい景観・街なみを阻害するだけでなく、日本を代表する祭りのひとつである祇園祭などの京都の祭りにおいても電線・電柱がひしめく「通り」を巡行することは内外からの観光客が多数入浴する文化観光都市・京都のイメージにも大きな影響を及ぼします。

このため今後も無電柱化推進計画に基づき、幹線街路に加えて、歴史的景観に配慮すべき重要伝統的建造物群保存地区や世界文化遺産周辺地域をはじめとする非幹線道路においても無電柱化事業を強力に進めていく必要があります。

また、道路整備に当たりましては、新たな道路の中期計画に基づき、無電柱化事業の推進をはじめとする景観に配慮した魅力ある道路整備を推進していくことが重要であります。今後、無電柱化事業を推進するためには、通常の国庫補助の拡充に加え、国の新たな制度である「歴史的環境形成総合支援事業」等を活用するほか、国直轄事業における電線共同溝整備による無電柱化の促進及び地方負担率の引下げが必要であると考えております。さらに景観に配慮すべき地域で無電柱化事業を推進するためには、無電柱化に伴う舗装復旧について、グレードアップ舗装の補助対象化及びトランス等地上機器のコンパクト化が必要不可欠であります。

その他、無電柱化事業は多額の建設費用を要することから、電線管理者との整備に関する合意が得られにくく、景観にとりわけ配慮すべき地域では、電線管理者に対して、無電柱化を義務付ける新たな法制度の創設と財政支援が必要であると考えております。

よって、次のとおり要望します。

要望事項

- 1 新たな道路の中期計画に基づく、無電柱化の推進をはじめとする景観に配慮した魅力ある道路整備の推進
- 2 景観にとりわけ配慮すべき地区において、グレードアップ舗装を行う場合の財政措置
- 3 景観にとりわけ配慮すべき地区における電線管理者に対する無電柱化を義務化する法制度の創設と財政支援
- 4 歴史的景観に配慮すべき地区などにおける無電柱化事業に係る国庫補助金の拡充及び新たな制度の活用・採択
- 5 国直轄事業における電線共同溝整備による無電柱化の促進及び地方負担率の引下げ
- 6 関西電力・NTT等への技術面を含めた協力要請

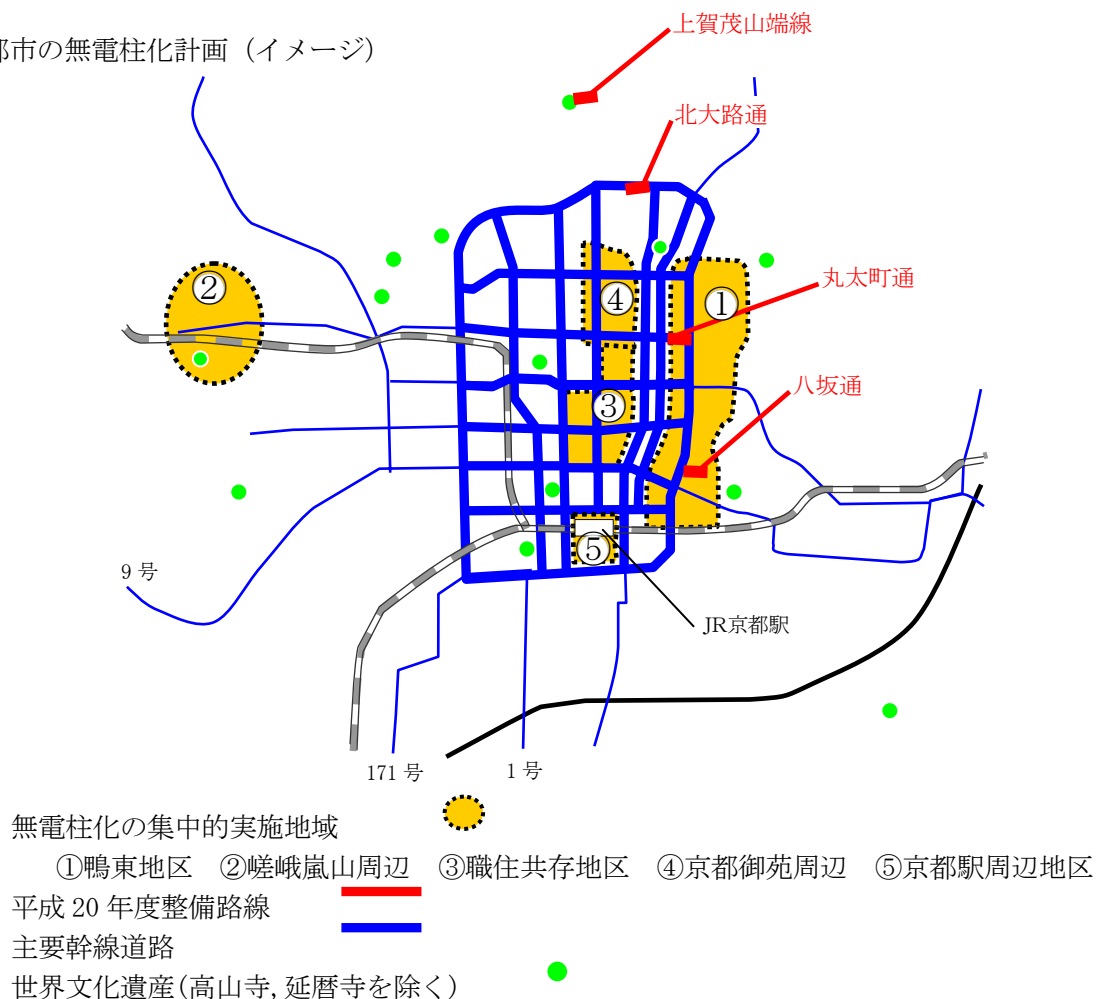
主な要望先：国土交通省（道路局路政課，国道・防災課，地方道・環境課）

京都市の担当課：建設局 道路建設部 道路計画課長 大嶋政夫 TEL 075-222-3580

建設局 道路建設部担当部長（道路環境整備課長事務取扱） 佐伯英和 TEL 075-222-3570

<参考>

○京都市の無電柱化計画（イメージ）



○京都市の無電柱化実施状況

50.3 キロメートル（平成20年3月末現在）

○無電柱化推進計画

平成16年度～平成20年度整備予定路線

34.3 キロメートル

平成20年度整備予定路線

2.2 キロメートル

〔上賀茂山端線，八坂通
北大路通，丸太町通〕

